

『医療保険制度及び年金制度に関する決議』について

≪ 令和5年2月28日開催『第217回組合会』で決議 ≫

～全国市町村職員共済組合連合会理事長あて同日要望書提出～

本組合では、地方公務員制度の根幹となる医療保険制度及び年金制度が将来にわたり健全に維持・運営されるよう、去る2月28日に開催された『第217回組合会』において、「医療保険制度及び年金制度に関する決議(下記参照)」を全会一致で決議いたしました。

この決議は、同日、組合会議員を代表して、國分政義理事(さいたま市)、半貫芳男理事(狭山市)、武山裕也理事(上尾市)、市川聡一監事(秩父市)、高畑 陽議員(春日部市)により、全国市町村職員共済組合連合会理事長あてに提出し、関係機関への働きかけを強く要望いたしました。

今後より良い制度への改善に向けて、組合員皆様の一層のご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。



医療保険制度及び年金制度に関する決議

我が国では、加速する少子高齢化により、受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立が大きな課題となっており、現在、政府においては、全世代型社会保障制度の構築に向け、様々な議論が進められているが、社会保障制度を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いている。

こうした状況の中、国民医療費は増加の一途をたどっており2021年度の国民医療費は約44.2兆円となり、その約4割は75歳以上の医療費が占めている。

75歳以上における後期高齢者支援金については、昨年より団塊の世代が後期高齢者に移行し始めたことにより、医療費の増加が見込まれることや支援金の算出方法が総報酬割とされていることから、比較的所得が高い共済組合は、重い負担を強いられており、昨年10月より短時間勤務職員に対する地方公務員共済制度の短期事業及び福祉事業の適用範囲が拡大された影響で、組合員数が急増したことにより、なお一層の負担を強いられることが予想される。

また、前期高齢者納付金については、国民健康保険と被用者保険間における財政調整が行われることから前期高齢者の加入率が全国平均より低い共済組合等においては更なる納付金の増加が見込まれる。現在、国においては前期高齢者納付金の算出方法を現在の加入者割に加え、部分的に総報酬割の仕組みを導入することが検討されており、共済組合等の短期財政において更なる負担となることが予想される。

介護保険制度についても、介護納付金の算出方法が総報酬割であるため、組合員数の急激な増加に伴い、介護納付金も増加することが見込まれる。

一方、年金制度については、2019年財政検証結果を踏まえた2020年改正法では、より長く多様な形となる就労変化を年金制度に反映し、長期化した高齢期の経済基盤を充実する考え方に基づき、2022年4月に「[在職中の年金受給の在り方]や[年金受給開始年齢時期の選択肢拡大]などの改正が行われた。現在、2024年に実施が予定されている公的年金の財政検証に向け社会保障審議会年金部会が、企業規模要件を撤廃した「社会保険適用拡大」やマクロ経済スライド調整期間の長期化による基礎年金所得代替率低下に係る「年金制度の所得再分配機能の維持」など、多種多様な議論がスタートしており、その動向を注視していくことが必要である。また、年金受給者の立場、視点に立ったワンストップサービスの充実と効率的な年金制度運営が求められている。

については、地方公務員共済制度の根幹である医療保険制度及び年金制度等が、給付と負担の均衡と公平性を保ちながら、将来にわたり健全に維持・運営され、組合員及びその被扶養者の生活の安定と福祉の向上に資するため、下記事項について強く要望するものである。

記

1 国への要望事項

- (1) 共済制度が公務員制度の一環として、年金・医療・福祉を三位一体として合理的かつ民主的に運営されていることから、この制度を引き続き堅持すること。
- (2) 高齢者医療費の更なる増高が確実視される中で、高齢者医療制度への納付金、支援金の負担方法について、地方公共団体及び組合員の掛金・負担金に過度に依存することのないよう、国庫負担の拡充を図ること。
- (3) 高齢者医療制度への納付金・支援金は、各被用者保険における全体の医療給付費を勘案して上限を設けること。
また、現在の後期高齢者支援金の加算制度については、特定保健指導の実施率に基づくものとなっているが、医療費適正化の観点に立った場合に重要なのは実施率ではなくその効果であることから、制度のあり方そのものについて見直しを図ること。
- (4) 先進医療及び難病対策など生命にかかわる必要な医療は、国が積極的に補助を行うこと。
- (5) 今後も安定した年金制度運営をしていくために世代を超えた幅広い国民に対して、年金制度への理解と信頼を得ることが重要であり、そのための施策を国は講じるとともに、65歳到達に伴う年金満額支給制度は引き続き堅持すること。また、私たちの年金積立金の運用にあたっては、リスクの高い運用を極力避け、堅実なポートフォリオに基づいた透明性のある運用に努めること。

2 全国市町村職員共済組合連合会への要望事項

- (1) 共済制度が合理的かつ民主的に運営されていることから、今後も持続的に堅持・運営できるよう関係機関へ働きかけを行うこと。
- (2) 年金資金運用については、長期的視点に立った安全で効率的な資金運用に努めること。

以上、決議する。
令和5年2月28日

埼玉県市町村職員共済組合
第 2 1 7 回 組 合 会